

〔別紙〕

様式1

事業報告書

(自 令和4年8月1日 至 令和5年7月31日)

1 医療法人の概要

- (1) 名称 医療法人 松本耳鼻咽喉科
 財団 社団 (出資持分なし 出資持分あり)
 社会医療法人 特定医療法人 出資額限度法人
 その他
 基金制度採用 基金制度不採用
- (2) 事務所の所在地 長崎県五島市池田町2番17号
- (3) 設立認可年月日 平成13年2月26日
- (4) 設立登記年月日 平成13年3月21日
- (5) 役員及び評議員

	氏名	備考
理事長	松本 浩司	
理事	松本 恵子	
監事	波多野 徹	

2 事業の概要

- (1) 本来業務 (開設する病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院 (医療法第42条の指定管理者として管理する病院等を含む。) の業務)

種類	施設の名称	開設場所	許可病床数
診療所	医療法人 松本耳鼻咽喉科	長崎県五島市池田町2番17号	一般病床 4床
			療養病床 0床
			[医療保険 0床]
			[介護保険 0床]

- (2) 附帯業務 (医療法人が行う医療法第42条各号に掲げる業務)

種類又は事業名	実施場所	備考
該当なし		

- (3) 収益業務 (社会医療法人又は医療法第42条の3第1項の認定を受けた医療法人が行うことができる業務)

種類	実施場所	備考
該当なし		

- (4) 当該会計年度内に社員総会又は評議員会で議決又は同意した事項

令和4年9月26日 令和3年度決算の決定

法人名 医療法人 松本耳鼻咽喉科
 所在地 五島市池田町 2 番 1 7 号

※医療法人整理番号

貸 借 対 照 表
 (令和 5 年 7 月 3 1 日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
I 流 動 資 産	7,909	I 流 動 負 債	4,110
II 固 定 資 産	18,632	II 固 定 負 債	437
1 有 形 固 定 資 産	822	負 債 合 計	4,547
2 無 形 固 定 資 産	620	純 資 産 の 部	
3 そ の 他 の 資 産	17,190	科 目	金 額
		I 資 本 金	10,000
		II 資 本 剰 余 金	0
		III 利 益 剰 余 金	11,994
		IV 評 価 ・ 換 算 差 額 等	0
		純 資 産 合 計	21,994
資 産 合 計	26,541	負 債 ・ 純 資 産 合 計	26,541

法人名 医療法人 松本耳鼻咽喉科
 所在地 五島市池田町2番17号

※医療法人整理番号

損 益 計 算 書
 (自 令和 4年 8月1日 至 令和 5年 7月31日)

(単位：千円)

科 目	金 額
I 事業損益	
A 本来業務事業損益	
1 事業収益	33,501
2 事業費用	34,027
本来業務事業損失	526
B 附帯業務事業損益	
1 事業収益	0
2 事業費用	0
附帯業務事業利益	0
事業損失	526
II 事業外収益	998
III 事業外費用	0
経常利益	472
IV 特別利益	0
V 特別損失	0
税引前当期純利益	472
法人税等	71
当期純利益	401

- (注) 1. 利益がマイナスとなる場合には、「利益」を「損失」と表示すること。
 2. 表中の科目について、不要な科目は削除しても差し支えないこと。

様式 2

法人名 医療法人 松本耳鼻咽喉科
 所在地 五島市池田町2番17号

※医療法人整理番号

財 産 目 録
 (令和 5年 7月 31日現在)

1. 資 産 額 26,541 千円
 2. 負 債 額 4,547 千円
 3. 純 資 産 額 21,994 千円

(内 訳)

(単位：千円)

区 分	金 額
A 流 動 資 産	7,909
B 固 定 資 産	18,632
C 資 産 合 計 (A+B)	26,541
D 負 債 合 計	4,547
E 純 資 産 (C-D)	21,994

(注) 財産目録の価額は、貸借対照表の価額と一致すること。

土地及び建物について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。

土 地 (□ 法人所有 ■ 賃借 □ 部分的に法人所有(部分的に賃借))
 建 物 (□ 法人所有 ■ 賃借 □ 部分的に法人所有(部分的に賃借))

監 事 監 査 報 告 書

医療法人 松本耳鼻咽喉科

理事長 松本 浩司 殿

私は、医療法人松本耳鼻咽喉科の令和4会計年度（令和4年8月1日から令和5年7月31日まで）の業務及び財産の状況等について監査を行いました。その結果につき、以下のとおり報告いたします。

監査の方法の概要

私は、理事会その他重要な会議に出席するほか、理事等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な施設において業務及び財産の状況を調査し、事業報告を求めました。また、事業報告書並びに会計帳簿等の調査を行い、計算書類、すなわち財産目録、貸借対照表及び損益計算書の監査を実施しました。

記

監査結果

- (1) 事業報告書は、法令及び定款（寄附行為）に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- (2) 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、上記の計算書類の記載と合致しているものと認めます。
- (3) 計算書類は、法令及び定款（寄附行為）に従い、損益及び財産の状況を正しく示しているものと認めます。
- (4) 理事の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款（寄附行為）に違反する重大な事実は認められません。

令和 5年 9月 26 日

医療法人 松本耳鼻咽喉科

監事 波多野 徹